0770

第14号様式（第8条関係）

（その1）

平成２８年分

（平成　　年　　月　　日開催分）

収支報告書

「□」内には、該当するものに「✔」を記入すること。

政治団体の区分
□ 政党
☑ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
□ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）　みんしんとうおおさかふだいさんくそうしぶ

1　政治団体の名称　民進党大阪府第３区総支部

〒 559-0001

2　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市住之江区粉浜１－２７－１７

3　代表者の氏名　平野　博文

4　会計責任者の氏名　半田　實

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

受付
平29.2.23
大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類　（現・候）
（選挙区）　選挙区
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　平野　博文
公職の種類　衆議院議員（現）・候）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
PM00065	H28	H290223	H	70700

収　支　の　状　況

0	2	0	0

(その2)

1.収支の総括表

収　入　総　額	0	1	0	0	5,141,208
(前年からの繰越額)	0	2	0	0	2,033,096
(本年の収 入 額)	0	3	0	0	3,108,112
支　出　総　額	0	4	0	0	4,278,692
翌　年　へ　の　繰　越　額	0	5	0	0	862,516

2.収入項目別金額の内訳

(1)個人の負担する党費又は会費					
金　額	0	6	0	0	0
員　数	0	7	0	0	0

(2)寄　附						
ア 寄附(イを除く。)の区分	REC No.				金　額	備　考
(ア)個 人 か ら の 寄 附	0	8	0	0	660,000	
(う ち 特 定 寄 附)	0	9	0	0	0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	1	0	0	0	240,000	
(ウ)政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0	0	0	
小 計 (ア)＋(イ)＋(ウ)	1	2	0	0	900,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1	3	0	0	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0	0	0	
合 計 (ア)＋(イ)	1	5	0	0	900,000	

0	5	0	0

(その5)

(5)本部又は支部から供与された交付金に係わる収入

	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
	民主党大阪府総支部連合会	600,000	2016.3.4	大阪市中央区内本町1-2-8TSKﾋﾞﾙ6階	
	民進党大阪府総支部連合会	450,000	2016. 5. 27	〃	
	〃	300,000	2016. 6. 14	〃	
	〃	300,000	2016. 6. 29	〃	
	〃	150,000	2016. 10. 21	〃	
	〃	300,000	2016. 11. 10	〃	
	〃	108,000	2016. 11. 17	〃	
	この頁の小計	2,208,000			
9000	合　　計	2,208,000			

（その６）

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考	
			十億			百万			千			円		
この頁の小計														
1件10万円未満のもの												／	／	￥
合　　計												／	／	￥

0	6	0	0

(その7)

(7)寄附の内訳

	寄附者の氏名	金　額	年月日	寄附者の区分 住所	個人 職業	備考
	山口　俊雄	300,000	2016.2.25	大阪市住之江区北島1-2-1-702	会社員	
	松岡とし江	360,000	2016.12.1	大阪狭山市狭山２－９７４－２９	無職	
	この頁の小計	660,000				
8100	その他の寄附	0				
9000	合　計	660,000				

0	6	1	1

(その7)

(7)寄附の内訳				寄附者の区分	法人・その他の団体	
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	平和興業(株)	60,000	2016. 2. 1	大阪市住之江区粉浜西１－２－６	米澤　勉	
	〃	60,000	2016. 11. 18	大阪市住之江区粉浜西１－２－６	米澤　勉	
	小計	120,000				
	五大コーポレーション	60,000	2016. 2. 22	堺市堺区竜神橋2-１-5第5中西ビル	金戸　修蔵	
	〃	60,000	2016. 9. 20	堺市堺区竜神橋2-１-5第5中西ビル	金戸　修蔵	
	小計	120,000				
	この頁の小計	240,000				
8100	その他の寄附	0				
9000	合計	240,000				

1	4	0	0

(その13)

3.支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目					金額	備考
1 経常経費						
(1) 人件費	0	1	0	0	600,000	
(2) 光熱水費	0	2	0	0	18,174	✓
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	0	0	
(4) 事務所費	0	4	0	0	40,355	✓
小計	8	0	0	0	658,529	✓
2 政治活動費						
(1) 組織活動費	0	5	0	0	21,380	✓
(2) 選挙関係費	0	6	0	0	0	
(3) 機関紙誌の発行のその他の事業費	0	7	0	0	0	
(ア 機関紙誌の発行事業費)	0	7	1	0	0	
(イ 宣伝事業費)	0	7	2	0	0	
(ウ 政治資金パーティ開催事業費)	0	7	3	0	0	
(エ その他の事業費)	0	7	4	0	0	
(4) 調査研究費	0	8	0	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	9	0	0	3580783	✓
(6) その他の経費	1	0	0	0	18,000	✓
小計	8	0	1	0	3620163	✗
合計	9	0	0	0	4278692	✓

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分	光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考

この頁の小計	0
その他の支出	18,174
合計	18,174

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
民進党大阪府第3区総支部印鑑	18,000	28.5.8	安達大黒堂	大阪市住之江区粉浜1－25－2	

この頁の小計	18,000
その他の支出	22,355
合計	40,355

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 ,(その他の組織活動費 ,)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
役員会議費	12,850	2016.2.29	ことじろう	大阪市住之江区粉浜１－２４－３－１０５	
	〃	〃			
この頁の小計	12,850				
その他の支出	8,530				
合計	21,380				

入

(その15)

(3)政治活動費の内訳	項目別区分	寄付・交付金			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	90,000	28. 4. 7	孔友会	大阪市住之江区御崎7－15－12	
交付金	300,000	28. 4. 7	孔友会	大阪市住之江区御崎7－15－12	
交付金	180,000	28. 4. 7	はんだ實後援会	大阪市住之江区粉浜1－22－11	
交付金	145,000	28. 4. 7	はんだ實後援会	大阪市住之江区粉浜1－22－11	
交付金	26,000	28. 4. 7	すみよしチャレンジクラブ	大阪市住吉区南住吉2-8-13-206	
交付金	28,000	28. 4. 7	孔友会	大阪市住之江区御崎7－15－12	
交付金	25,000	28. 4. 6	小林みちひろ後援会	大阪市西成区長橋1－11－10	
交付金	50,000	28. 4. 6	福照会	大阪市大正区小林東2-3-4 -204	
交付金	540,000	28.12.1	孔友会	大阪市住之江区御崎7－15－12	
交付金	900,000	28. 12. 14	孔友会	大阪市住之江区御崎7－15－12	
交付金	540,000	28. 12. 14	はんだ實後援会	大阪市住之江区粉浜1－22－11	
交付金	122,000	28. 12. 19	はんだ實後援会	大阪市住之江区粉浜1－22－11	
交付金	24,000	28. 12. 19	いなば暮らしプラス政策研究所	大阪府茨木市山手台２－５－６－２０１	
交付金	28,000	28. 12. 19	孔友会	大阪市住之江区御崎7－15－12	
交付金	36,000	28. 12. 19	福照会	大阪市大正区小林東2-3-4 -204	
交付金	546,783	28.12.25	はんだ實後援会	大阪市住之江区粉浜1－22－11	
この頁の小計	3580783	\			
その他の支出	0				
合計	3580783	\			

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分 その他の経費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考

この頁の小計	0
その他の支出	18,000
合計	18,000

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	／

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 2 月 23 日

政治団体の名称　民進党大阪府第3区総支部

会計責任者の氏名　半田 實　　印

解散の場合のみ下欄を記入すること

（代表者の氏名　　印）

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　「（代表者の氏名）」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成２９年２月１５日

民進党大阪府第３区総支部

代　表　平野博文　殿

登録政治資金監査人　仲村正幸　印

登　録　番　号　第　２５４０　号

研修修了年月日　平成２１年４月１０日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党大阪府第３区総支部の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、民進党大阪府第３区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

民進党大阪府第３区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、民進党大阪府第３区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上